

上ノ国町 子ども・子育て支援事業計画

計画期間：平成27年度～平成31年度

今、上ノ国のすべての人々に生命をいつくしみ育てる 結いの心を

平成27年3月

上ノ国町

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画の期間	2
第4節 子ども・子育て支援新制度の概要	2
第2章 子どもと子育て家庭の現状と課題	3
第1節 子育て家庭を取り巻く状況	3
第2節 子育て支援サービスの状況	10
第3節 アンケート調査結果の概要	12
第3章 計画の基本的な考え方	14
第1節 計画の基本理念	14
第2節 計画の基本的視点	15
第3節 児童人口の推移と今後の見通し	16
第4節 教育・保育提供区域の設定	18
第5節 施策の体系	19
第4章 分野別施策の展開	20
第1節 地域における子育て支援の充実	20
第2節 母親並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	25
第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	29
第4節 子どもの安全の確保	32
第5節 要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進	34
第5章 子ども・子育て支援サービスの量の見込みと確保策	39
第1節 幼児期の学校教育・保育の量の見込み	40
第2節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	41
第6章 計画の推進	45
第1節 計画の推進に当たっての役割分担と連携	45
第2節 計画の進行管理	46
資料編	47
1 上ノ国町子ども・子育て会議設置要綱	47
2 上ノ国町子ども・子育て会議委員名簿	48
3 計画策定の経過	49

第1章 計画の策定に当たって

第1節 計画策定の目的

平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度は、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の整備等に関する法律」の3法（以下「子ども・子育て関連3法」とする）に基づき、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す制度です。

少子化が進む中、明日の上ノ国町をつくる子どもたちがすくすくと育つように住民が安心して子どもを産み育てるための支援は、町政の最重要課題の1つです。これまで本町では、平成17年4月に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づいて「上ノ国次世代育成支援地域行動計画」を策定し、子育てに対する支援の強化・拡充に努めてきました。

本計画では、本町における子ども・子育て支援サービスの質を高めるために、各サービスの需給の量の見込みや提供方策等をきめ細かく計画するとともに、住民や教育・保育従事者、地域、行政が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにするために策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、国から示された基本指針に即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の需給の量の見込みとこれらの確保方策を定めます。

なお、本町においては、子育て支援施策が、子ども・子育て関連3法や児童福祉法のみならず、保健・医療、雇用、住環境等、まちづくりの中で総合的な視野で実施していくことが重要と考えるため、「上ノ国町次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」で掲げた各分野における施策の方向性についても、本計画で位置づけます。

第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、平成27（2015）年度から、平成31（2019）年度までとします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
上ノ国町子ども・子育て支援事業計画 〔第1期〕									
				見直し	上ノ国町子ども・子育て支援事業計画 〔第2期〕				

第4節 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援新制度とは、「子ども・子育て関連3法」に基づく制度のことです。

これまでは、国の「エンゼルプラン」や「次世代育成支援対策推進法」に基づき、少子化対策として、施策を推進してきましたが、人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、依然解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、さらには幼稚園と保育所の制度再構築の要請等から、抜本的な制度改革が求められていました。

「子ども・子育て支援法」第2条では、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行うことを基本理念として掲げられています。このような基本理念の下、新制度では、子ども・子育て支援に関して、基礎的自治体として市町村の権限と責任が大幅に強化されました。町は、地域の特性や課題に即してより柔軟に制度運営・サービス提供を行っていけるようになった半面、ひとり親や保護者の就労状況に準じた「保育の必要性の認定」の制度が導入され、支給認定を受けた子ども達を保育するための供給体制を確保することが義務付けられました。

こうした国の少子化対策の急激な変化に対応しつつ、町の現状に適したさらなる施策を推進・展開していくことが求められています。

第2章 子どもと子育て家庭の現状と課題

第1節 子育て家庭を取り巻く状況

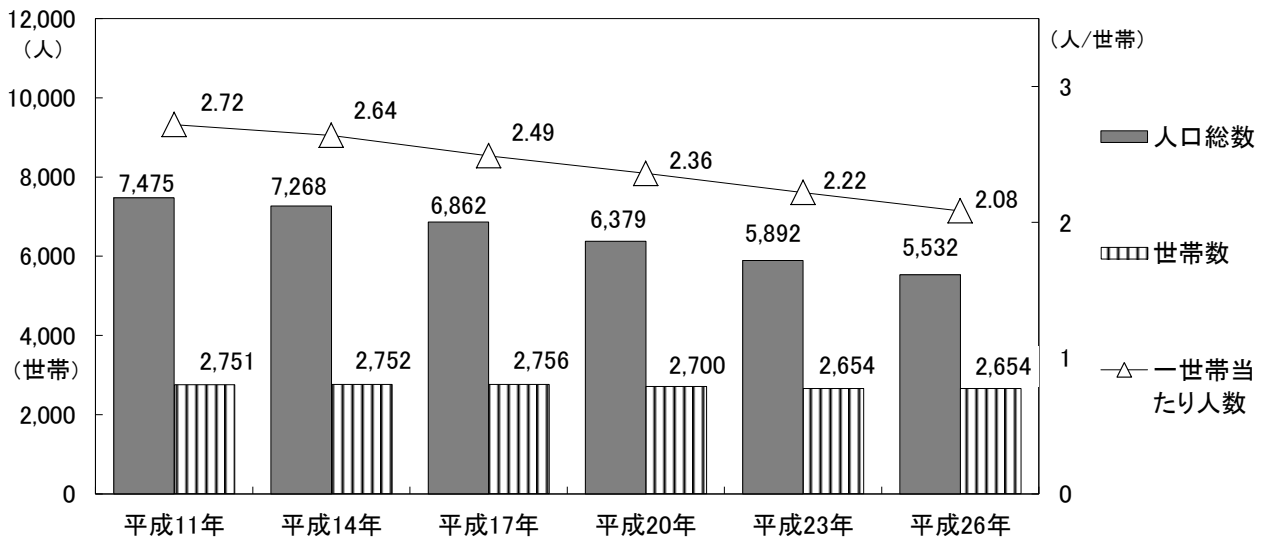
1 総人口と総世帯の状況

住民基本台帳人口によると、平成26年4月1日現在の本町の人口は5,532人で、世帯は2,654世帯、一世帯当たりの人口は2.08人となっています。人口の推移をみると、平成11年から減少が続き、世帯数についても、平成23年から平成26年の間は横ばいとなっているものの、17年以降は減少傾向が続いています。一世帯当たりの人数については減少が続き、世帯の少人数化が進んでいます。

■人口と世帯数の推移

	平成11年	平成14年	平成17年	平成20年	平成23年	平成26年
人口総数	7,475	7,268	6,862	6,379	5,892	5,532
男性	3,577	3,487	3,289	3,049	2,787	2,590
女性	3,898	3,781	3,573	3,330	3,105	2,942
世帯数	2,751	2,752	2,756	2,700	2,654	2,654
一世帯当たりの人数	2.72	2.64	2.49	2.36	2.22	2.08

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



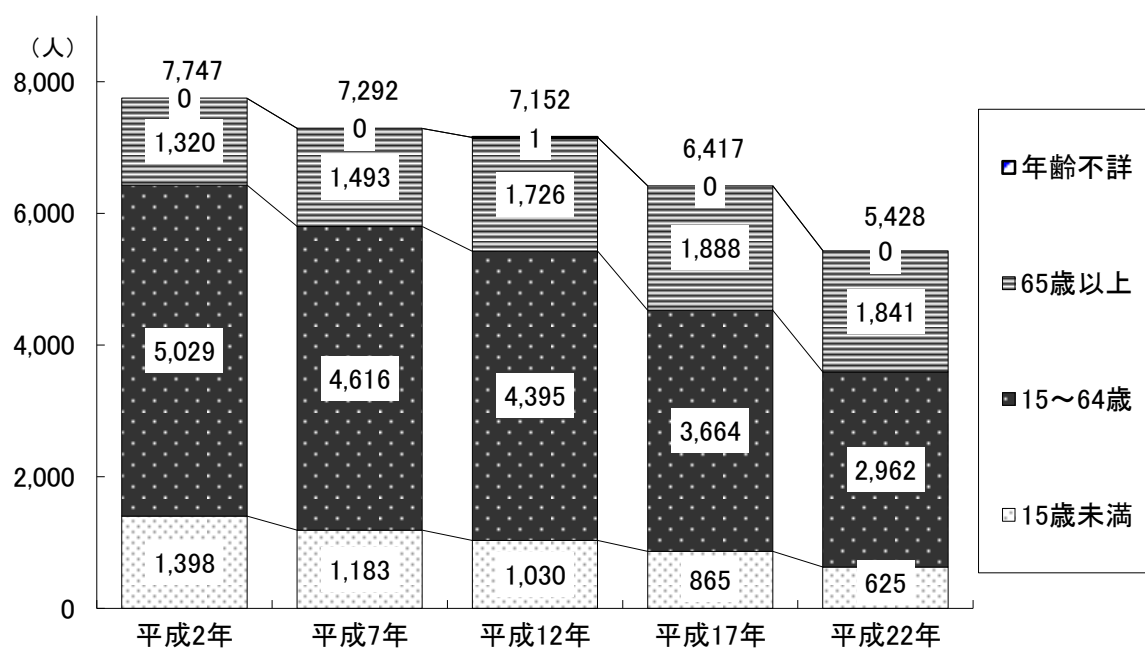
資料：住民基本台帳

2 年齢3区分人口の推移

国勢調査によると、平成22年の15歳未満の年少人口は625人で、年少人口比率は11.5%である一方、65歳以上の老年人口は1,841人で、老年人口比率は33.9%となっています。年齢3区分人口の推移をみると、年少人口の割合は、平成2年と比べ6.5ポイント減少しているのに対し、老年人口の割合については、平成2年よりも16.9ポイント増加し、少子・高齢化の進行が顕著となっています。

■年齢3区分人口構成の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	7,747	7,292	7,152	6,417	5,428
15歳未満	1,398	1,183	1,030	865	625
割合	18.0%	16.2%	14.4%	13.5%	11.5%
15～64歳	5,029	4,616	4,395	3,664	2,962
割合	64.9%	63.3%	61.5%	57.1%	54.6%
65歳以上	1,320	1,493	1,726	1,888	1,841
割合	17.0%	20.5%	24.1%	29.4%	33.9%
年齢不詳	0	0	1	0	0
割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%



資料:国勢調査

3 人口動態の推移

平成 15 年から平成 25 年までの本町の人口動態は、自然動態については、死亡が出生を上回る自然減が続き、社会動態についても、社会減の年が続いています。自然動態と社会動態を加算した人口動態は、平成 22 年以降、110～150 人前後で人口減の状況が続いています。

■人口動態の推移

	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
平成 15 年	56	89	-33	224	320	-96	-129
平成 16 年	49	80	-31	205	322	-117	-148
平成 17 年	47	87	-40	191	293	-102	-142
平成 18 年	47	91	-44	184	278	-94	-138
平成 19 年	45	92	-47	161	272	-111	-158
平成 20 年	33	94	-61	154	284	-130	-191
平成 21 年	22	76	-54	122	284	-162	-216
平成 22 年	22	80	-58	147	245	-98	-156
平成 23 年	36	97	-61	161	231	-70	-131
平成 24 年	34	82	-48	135	208	-73	-121
平成 25 年	24	89	-65	133	185	-52	-117

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

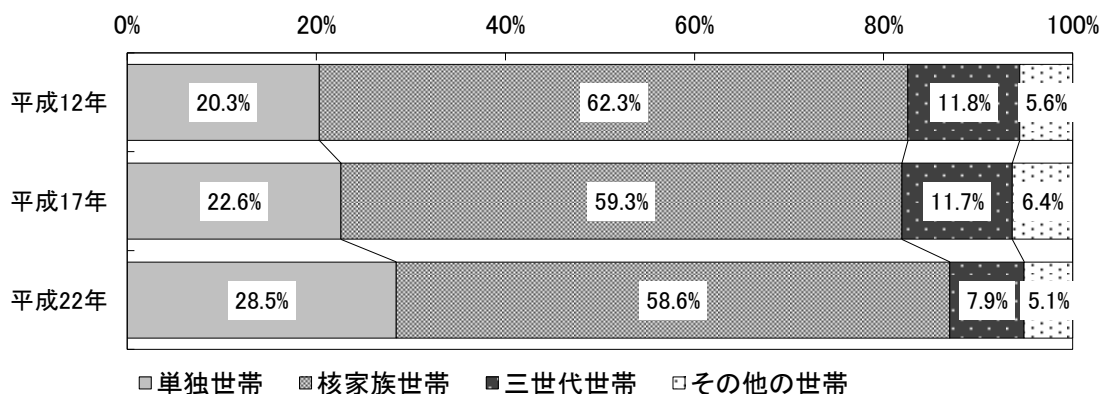
4 世帯類型等の推移

国勢調査によると、平成22年の一般世帯数の合計は、2,302世帯で、核家族世帯が1,348世帯、三世帯世帯が181世帯、単独世帯が655世帯となっています。平成12年からの構成割合の推移をみると、単独世帯が増加し、核家族世帯・三世帯世帯が減少しています。

18歳未満の親族のいる世帯数は、平成22年では472世帯、一般世帯の20.5%で、減少が続いています。

■世帯類型等の推移

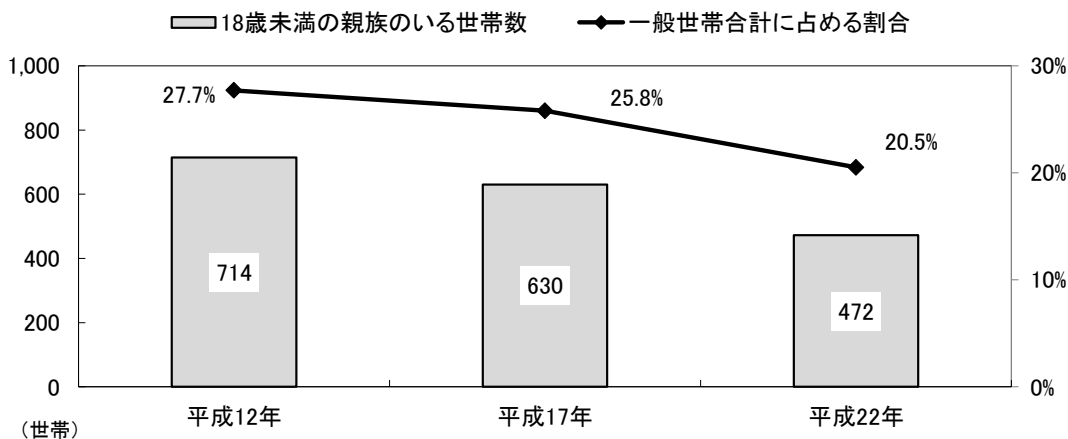
	平成12年		平成17年		平成22年	
	世帯	割合	世帯	割合	世帯	割合
単独世帯	524	20.3%	552	22.6%	655	28.5%
核家族世帯	1,605	62.3%	1,449	59.3%	1,348	58.6%
三世帯世帯	305	11.8%	285	11.7%	181	7.9%
その他の世帯	144	5.6%	156	6.4%	118	5.1%
合計(一般世帯数)	2,578	100.0%	2,442	100.0%	2,302	100.0%



資料: 国勢調査

■18歳未満の親族のいる世帯数の推移

	平成12年	平成17年	平成22年
18歳未満の児童のいる世帯数	714	630	472
一般世帯合計に占める割合	27.7%	25.8%	20.5%



資料: 国勢調査

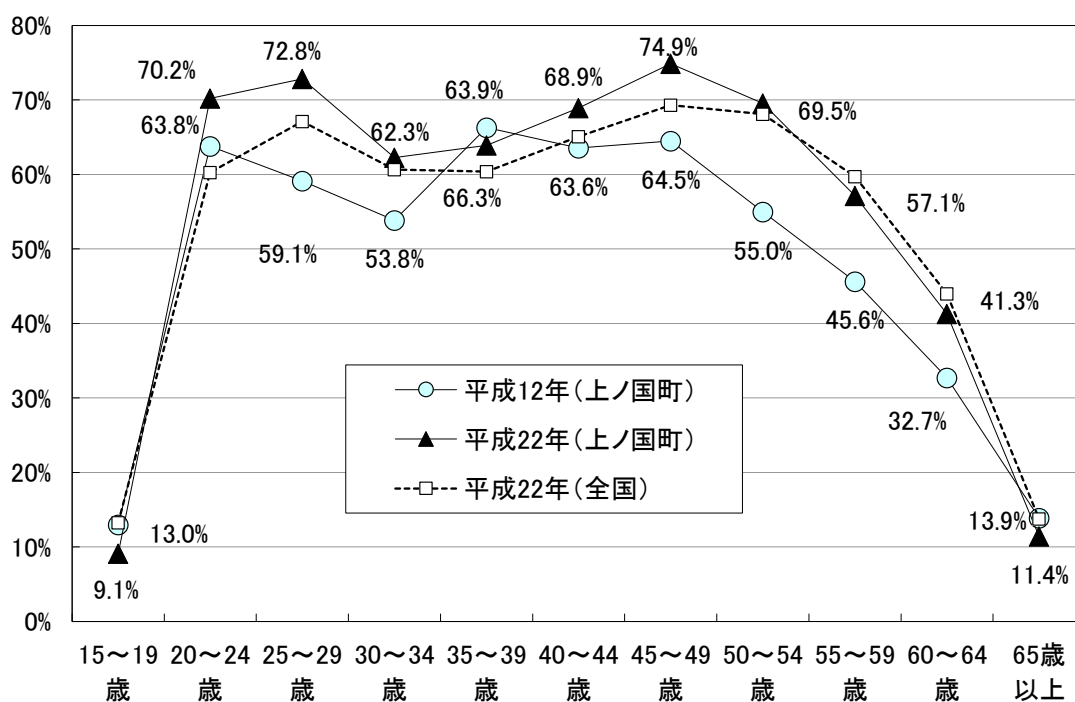
5 女性の就業状況

国勢調査によると、年齢別にみた女性の就業率の傾向については、平成22年と平成12年を比較すると、出産・育児期にあたる20代後半から30代にかけて低くなるM字型曲線を描く傾向については、M字の底辺が緩やかになっていますが、35～39歳の年齢層を除く年齢層において、就業者の割合が増加しています。このことから、母親が出産や育児を機に離職せず、さらに祖父母世代になった女性も就業を続ける人が増えていることが考えられます。

また、平成22年について本町と全国の値を比較すると、49歳以下の年齢層で本町は全国を上回っています。

■女性の就業者数の推移

	平成12年			平成17年			平成22年		
	就業者数	人口	割合	就業者数	人口	割合	就業者数	人口	割合
15～19歳	23	177	13.0%	13	125	10.4%	10	110	9.1%
20～24歳	118	185	63.8%	61	100	61.0%	33	47	70.2%
25～29歳	120	203	59.1%	99	161	61.5%	67	92	72.8%
30～34歳	91	169	53.8%	101	173	58.4%	94	151	62.3%
35～39歳	122	184	66.3%	110	165	66.7%	92	144	63.9%
40～44歳	136	214	63.6%	136	186	73.1%	102	148	68.9%
45～49歳	169	262	64.5%	150	210	71.4%	134	179	74.9%
50～54歳	166	302	55.0%	146	249	58.6%	137	197	69.5%
55～59歳	136	298	45.6%	166	306	54.2%	136	238	57.1%
60～64歳	89	272	32.7%	96	280	34.3%	121	293	41.3%
65歳以上	138	993	13.9%	116	1082	10.7%	125	1,095	11.4%
合計	1,308	3,259	40.1%	1,194	3,037	39.3%	1,051	2,694	39.0%



資料: 国勢調査

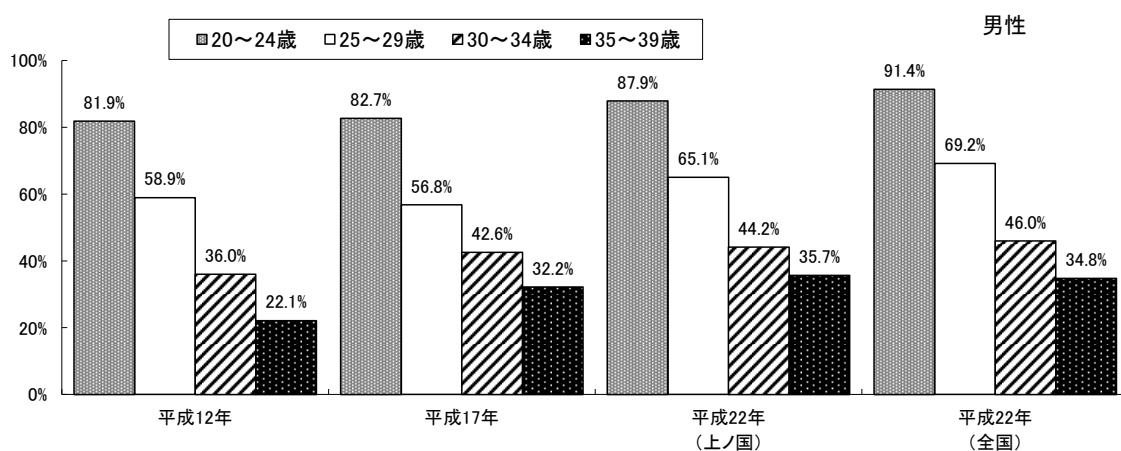
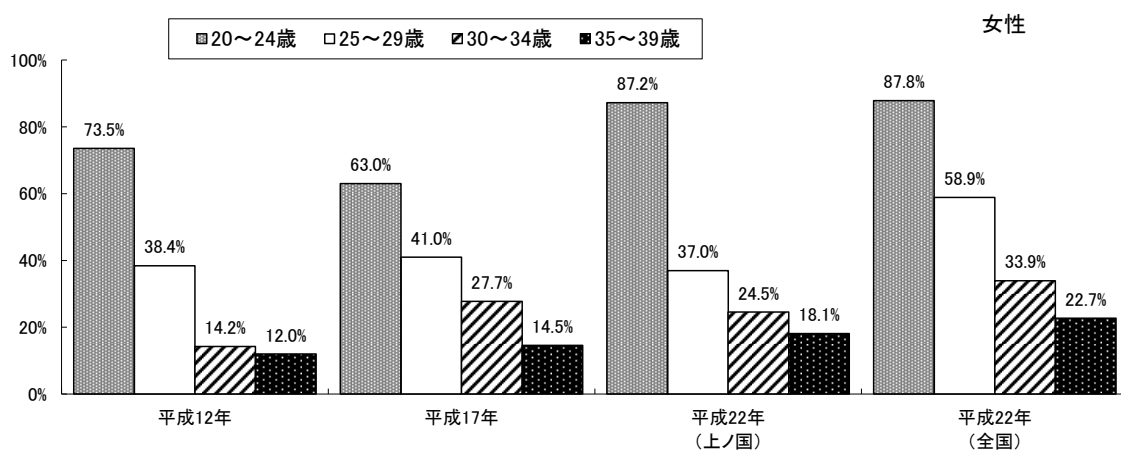
6 配偶関係の状況

平成22年の20代、30代の未婚率をみると、35～39歳の層でも、男性の35.7%、女性の18.1%が未婚となっています。平成12年と比較すると、男女ともに約1.5倍となっており、晩婚化・非婚化が進んでいることがわかります。

また、平成22年の全国と本町の値とを比較すると、20代前半の男性を除いた未婚の割合が全国よりも低くなっており、結婚している男女の割合が高くなっています。

■未婚者数の推移

性別	年齢区分	平成12年		平成17年		平成22年	
		人数	未婚の割合	人数	未婚の割合	人数	未婚の割合
女性	20～24歳	136	73.5%	63	63.0%	41	87.2%
	25～29歳	78	38.4%	66	41.0%	34	37.0%
	30～34歳	24	14.2%	48	27.7%	37	24.5%
	35～39歳	22	12.0%	24	14.5%	26	18.1%
男性	20～24歳	131	81.9%	91	82.7%	51	87.9%
	25～29歳	129	58.9%	88	56.8%	54	65.1%
	30～34歳	63	36.0%	66	42.6%	53	44.2%
	35～39歳	38	22.1%	48	32.2%	46	35.7%



資料：国勢調査

7 出生数の推移

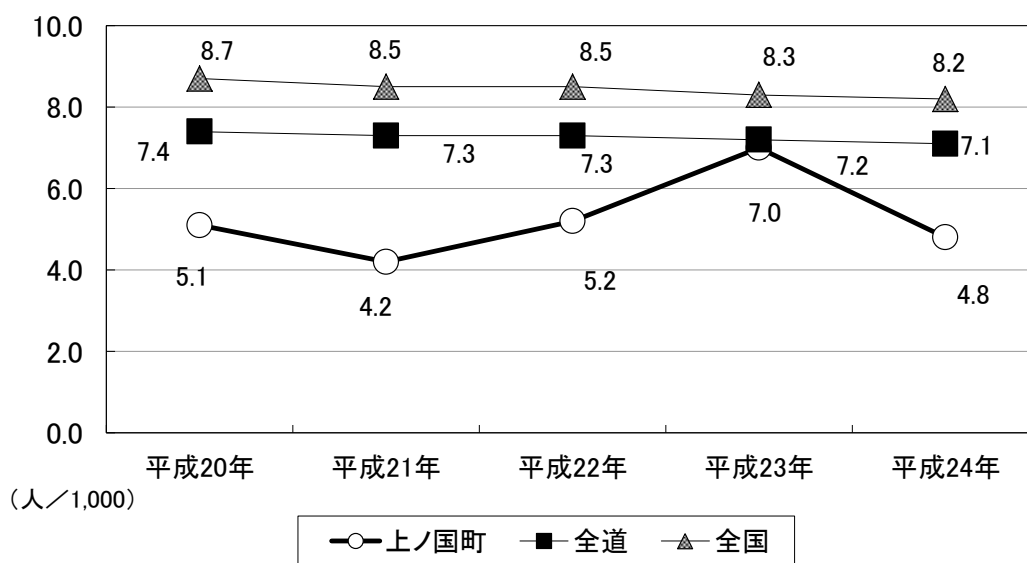
平成 25 年度の出生数は 23 人で、平成 22 年以降、20 人～40 人の間で推移しています。

また、人口 1,000 人当たりの出生数である出生率については、4.0～7.0 人の間で推移しており、全国や全道の値と比較すると、下回っている状況になります。

■出生数の推移

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
29	38	26	23	26

資料：住民課調べ



資料：人口動態総覧
※出生率：人口 1,000 人当たりの出生数

第2節 子育て支援サービスの状況

1 保育所の状況

平成26年4月現在、本町には、公立の保育所が3か所あります。各保育所の入所者数は、上ノ国保育所が60～80人、河北保育所が10～20人、滝沢保育所が10人弱の間で推移しています。保護者の経済的負担の軽減のため、平成26年10月より保育料の無料化を実施したところですが、これにともなって入所者数が増加しています。

なお、平成27年度から、滝沢保育所を上ノ国保育所に統合し、町内2か所で就学前の教育・保育の提供をしていきます。

〔施設の概要〕

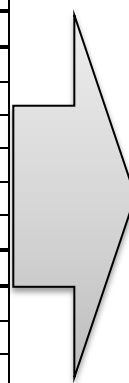
名称	定員(人)	所在地	保育時間	
			月～金	土
上ノ国保育所	120	大留 90	8:30～17:15	8:30～12:00
河北保育所	45	中須田 430-1	8:30～17:15	8:30～12:00
滝沢保育所 (平成27年度～上ノ国保育所に統合)	30	字木ノ子 354-1	8:30～17:15	8:30～12:00

〔保育所入所者数の推移〕

名称	年齢	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年2月現在
上ノ国保育所	0歳児	3	5	0	3	1	6
	1歳児	5	7	8	13	5	10
	2歳児	11	10	7	17	16	19
	3歳児	10	16	10	10	19	25
	4歳児	12	13	16	16	10	14
	5歳児	25	14	17	17	16	19
	合計		66	65	58	76	67
河北保育所	0歳児	0	2	0	1	0	2
	1歳児	1	0	2	1	1	5
	2歳児	4	2	0	5	2	4
	3歳児	1	5	3	0	5	6
	4歳児	3	3	5	3	1	1
	5歳児	3	3	3	6	1	3
	合計		12	15	13	16	10
滝沢保育所	0歳児	0	1	1	1	0	0
	1歳児	1	0	1	1	1	1
	2歳児	0	2	0	1	1	3
	3歳児	1	0	2	0	0	1
	4歳児	4	1	0	2	0	0
	5歳児	4	3	1	0	3	3
	合計		10	7	5	5	5
3保育所合計		88	87	76	97	82	122

平成26年
10月～

保育料
無料化



※入所者数は、各年4月1日現在の人数

2 母子健康サービス

本町では、妊婦、新生児の家庭へ訪問して保健指導や栄養指導を行うとともに、乳幼児健康診査や歯科健康診査において、妊娠期から乳幼児期を通じた切れ目ない支援に努めています。また、妊婦に対しては、安全で安心な出産ができるように、妊婦健康診査及び超音波検査の費用の助成（14回分）とその交通費を助成しています。

さらに、親子の交流の場として、毎週木曜日（12月～3月は毎週月曜日）午前10時～12時に健康づくりセンターで子育てサークルの開催や、毎月第3木曜日には、「保育士さんと遊ぼうの日」を町内3保育所で持ち回りで行っています。

内容	対象
妊婦訪問	妊婦
新生児訪問	生後28日以内の新生児
乳幼児健康診査	2か月、4か月、6か月、8か月、10か月、1歳6か月、3歳児
幼児歯科健康診査	1歳～1歳3か月、2歳～2歳3か月、2歳6か月、4歳児、5歳児
子育てサークル「つくしの子」	親子
妊婦一般健康診査	妊婦
妊婦健診交通費助成	妊婦

3 医療費助成制度

18歳に達した後の最初の3月31日までの乳幼児、児童、生徒、学生等を対象に医療費の自己負担分を助成しています。また、ひとり親家庭については、児童とその児童を扶養している母又は父を対象に医療費の自己負担分を助成しています。

4 留守家庭児童会（放課後児童健全育成事業）

留守家庭児童会は、現在町内1か所で、低学年を対象に実施しています。利用者数は、年々減少しています。また、平成26年10月より、負担金の無料化を実施し、保護者の経済的負担の軽減に努めています。

〔施設の概要〕

名称	定員(人)	実施場所	保育時間	
			月～金	長期休業期間
留守家庭児童会	35(目安)	上ノ国町林業センター	12:30～17:30	9:00～17:30

〔留守家庭児童会利用者数の推移〕

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
41	43	35	28	29

第3節 アンケート調査結果の概要

アンケート調査は、本計画の策定に当たり、平成26年1月に、町内の小中学校生以下の子どもを持つ保護者のいる全世帯（280世帯）を対象に実施し、189世帯（回収率は67.5%）から回答を得ました。また、189世帯の児童数は、302人でした。

■保護者の状況について

保護者の状況については、回答者の16.9%がひとり親世帯でした。また、保護者の就労状況については、母親の7割弱がフルタイム又はフルタイム以外の形態で就労中で、父親の約9割がフルタイムで就労中でした。現在就労していない母親のうちの約7割が、将来的には就労を希望していることを考慮し、共働き世帯に対する支援に努めるとともに、ひとり親世帯への配慮も検討していく必要があります。

■保育所の統廃合について

幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園のことを「知っている」は約2割で、利用するかどうかについては、約3割が「利用する」と回答がありました。保育所の統廃合については、「条件付きで賛成する」が4割、「賛成する」が3割でした。「条件付きで賛成する」人の条件としては、「送迎バス等があること」、「今の保育所（園）の場所であること」がそれぞれ5割を占め、さらに、その理由としては、「遠くなると送迎が困難になるため」が5割となっています。本町では、平成27年度に滝沢保育所を上ノ国保育所に統合しますが、子どもの送迎の負担について、配慮に努めます。

■放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）について

留守家庭児童会については、「低学年の間は利用したい」については、平日10.6%、土曜日6.1%、日曜・祝日3.9%、長期休暇中10.0%から利用希望がありました。また、「高学年になっても利用したい」については、平日12.8%、土曜日7.2%、日曜・祝日3.9%、長期休暇中10.6%となっています。本町では、低学年の児童を対象に実施していますが、高学年の児童のニーズへの対応も検討していく必要があります。

■子育てに関する悩みの相談先

子育てに関する悩みの相談先としては、「友人（子育て中の仲間等）や知人」が最も多く、「父母・祖父母等の親族」、「配偶者」と続き、いずれも6割を超えていました。身近な友人や、親族等に相談相手がいる人が大半ですが、誰もが気軽に相談できる窓口を整備する必要があります。

■子育て環境について

「上ノ国町は、子育てしやすいまち」と思うかどうかについては、「そう思う」・「どちらかというと思う」で6割、「そう思わない」・「どちらかというと思わない」で2割となっています。今後も上ノ国町で子育てをしたいかどうかについては、「当分は上ノ国町で子育てをしていきたい」が約5割、「ずっと上ノ国町で子育てをしていきたい」が約4割でした。

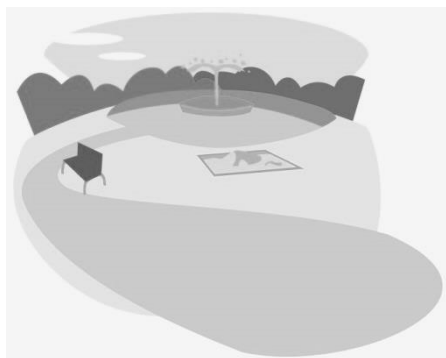
上ノ国町を「子育てしやすいまち」と思っている人、また、「上ノ国町で子育てをしたい」と思っている人が、「そう思わない」と回答した人を大幅に上回っています。住民にとって子育てしやすいまちとなるよう、引き続き、子育て支援サービスの充実に努めていく必要があります。

■子育てしやすいまちづくりのために必要な施策

子育てしやすいまちづくりのために必要な施策としては、「子育てへの経済的支援の充実」、「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」、「乳幼児の遊び場（公園や児童館等）の整備」の順に多くなっており、いずれも5割の回答がありました。

自由回答でも、「保育料が高い理由で入所できない人がいると思うので、保育料を見直してほしい。働きたくても働けない、入れたくても入れられないという人が、少しでも減るとよいと考えます」、「公園の遊具等でトゲがささったりすることがあるので、公園等の遊具の安全確認をしてほしいです」、「休みの日、特に冬や雨の日に子どもが遊べる場所がほしいです。室内で小さい子も安心して遊べ、親同士も交流できるスペースも。医療費無料等助かりますが、施設も充実してほしい！！公園のメンテナンスも後回しにしすぎと思います！！ 中崎公園トゲささりすぎ！！」と、保育所の料金や、公園の整備に対する意見があります。

本町では、平成26年10月から保育料等の無料化を実施し、保護者の経済的負担の軽減に努めているところですが、親同士の交流スペースや子どものための施設の充実が課題として残っていると言えます。



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

本町では急速な少子化、核家族化が進行しています。また、情報化の進展によって、子どもが自然の中や広場等で集団で遊ぶことが少なくなる一方で、テレビゲームやインターネット等の室内で一人で遊ぶことが増えています。そのため、子ども同士が集団で遊びに熱中し、時には葛藤しながら、互いに影響し合って活動する機会が減少する等、様々な体験の機会が失われています。さらに、人間関係の希薄化等により、地域社会の大人が地域の子どもの育ちに関心を払わず、積極的にかかわろうとしない、又はかかわりたくてもかかわり方を知らないという傾向が見られるようになっていきます。

このような社会状況の中、地域社会等における子どもの育ちをめぐる環境や家庭における親の子育て環境が希薄化し、子どもたちの精神的な自立の遅れや社会性の不足が顕著となってきています。次世代を担う子どもたちが、規範意識や社会性、他人を思いやる心等を身につけ、豊かな人間性を育むことができるよう、発達段階に応じた体験活動等の機会を充実させることが求められています。

そこで、海、山、川と豊かな自然に親しむ中で、結い（ゆい）の心を持ち、親と子どもがともに育つまちの実現をめざし、本計画の基本的な理念を次のように定めます。

**今、上ノ国のすべての人々に
生命をいつくしみ育てる 結いの心を**



第2節 計画の基本的視点

1) 子どもの視点《子どもの成長にあった保育や教育の環境づくり》

町の将来を担う子どもたちの家庭環境は、両親の離婚等によるひとり親家庭の増加や、保育所入所児童の低年齢化等で多様化しています。このような中、保育所においては自然豊かな本町の特色を生かした保育を実施し、各学校においては地域体験教室等を活発に実践し、感性豊かで元気な子どもを育てています。子どもの成長にあわせた保育や教育の環境を支援し、子どもの視点に立ちながら計画を進めていきます。

2) 親の視点《子どもの成長がわかり、子育てに喜びを感じられる親に》

少子化等による家庭環境の変化等から、子どもに手をかけすぎる親、叱らない親、物わがりの良い親、子どもとしっかり向き合わない親が、目立つようになりました。その結果、目を見て人の話を聞くことができなかつたり、自立のできない子どもが多くなってきています。このことから、叱るべき時には叱り、子どもと向き合うときには丁寧に向き合う親になれるよう、子育てを家庭の視点から見据え計画を進めていきます。

3) 地域社会からの視点《子どもと家庭を地域で支え合う環境づくり》

父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を有するのは当然のことですが、核家族やひとり親が増加する傾向にある中で、子育ての不安の軽減のため、地域社会の子育てへの側面支援は大きな意義があります。子育て体験者からの関わり方を工夫しながら、地域社会全体で子どもを育て、支え合う視点に立ち、計画を進めていきます。



第3節 児童人口の推移と今後の見通し

1 児童人口の推移

本町の0～11歳の児童人口は、平成27年10月1日現在390人となっており、平成23年と比較すると72人減少しています。

年齢	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0	40	28	25	28
1	24	37	28	25
2	22	25	35	30
3	33	24	22	37
4	36	30	23	24
5	34	36	30	24
6	32	37	34	35
7	52	32	37	35
8	38	50	32	38
9	55	36	52	33
10	51	57	36	52
11	51	50	57	36
0～2 合計	86	90	88	83
3～5 合計	103	90	75	85
0～5 合計	189	180	163	168
6～8 合計	122	119	103	108
9～11 合計	157	143	145	121
6～11 合計	279	262	248	229
0～11 合計	468	442	411	397

資料:住民基本台帳人口。

2 児童人口の見通し

計画期間（平成 27 年～31 年）の人口については、平成 23 年～25 年の住民基本台帳人口を用いて、コーホート変化率法により推計にて算出しました。0～11 歳の児童人口については、平成 27 年には 381 人であったものが、平成 31 年には 339 人へ減少する見込みです。

← 計画年間の児童人口 →

年齢	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0	34	34	32	28	26
1	34	33	33	31	27
2	24	34	33	33	31
3	28	24	34	33	33
4	32	26	22	32	31
5	20	32	26	22	32
6	24	21	33	27	23
7	31	24	21	33	27
8	34	31	24	21	33
9	35	33	31	24	21
10	33	36	34	32	24
11	52	32	35	33	31
0～2 合計	92	101	98	92	84
3～5 合計	80	82	82	87	96
0～5 合計	172	183	180	179	180
6～8 合計	89	76	78	81	83
9～11 合計	120	101	100	89	76
6～11 合計	209	177	178	170	159
0～11 合計	381	360	358	349	339

※平成 23 年～25 年の住民基本台帳人口（各年 10 月 1 日現在）をもとにコーホート変化率法（同じ時期に生まれた集団について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法）で推計。

第4節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定において、需要の指標となる「量の見込み」、「確保方策」（確保の内容＋実施時期）を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定することとしています。

〔子ども子育て支援法 第61条〕

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 2 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

国の示した「基本指針」では、子ども・子育て支援事業計画の策定において、「教育・保育提供区域」を以下のようなものとしています。

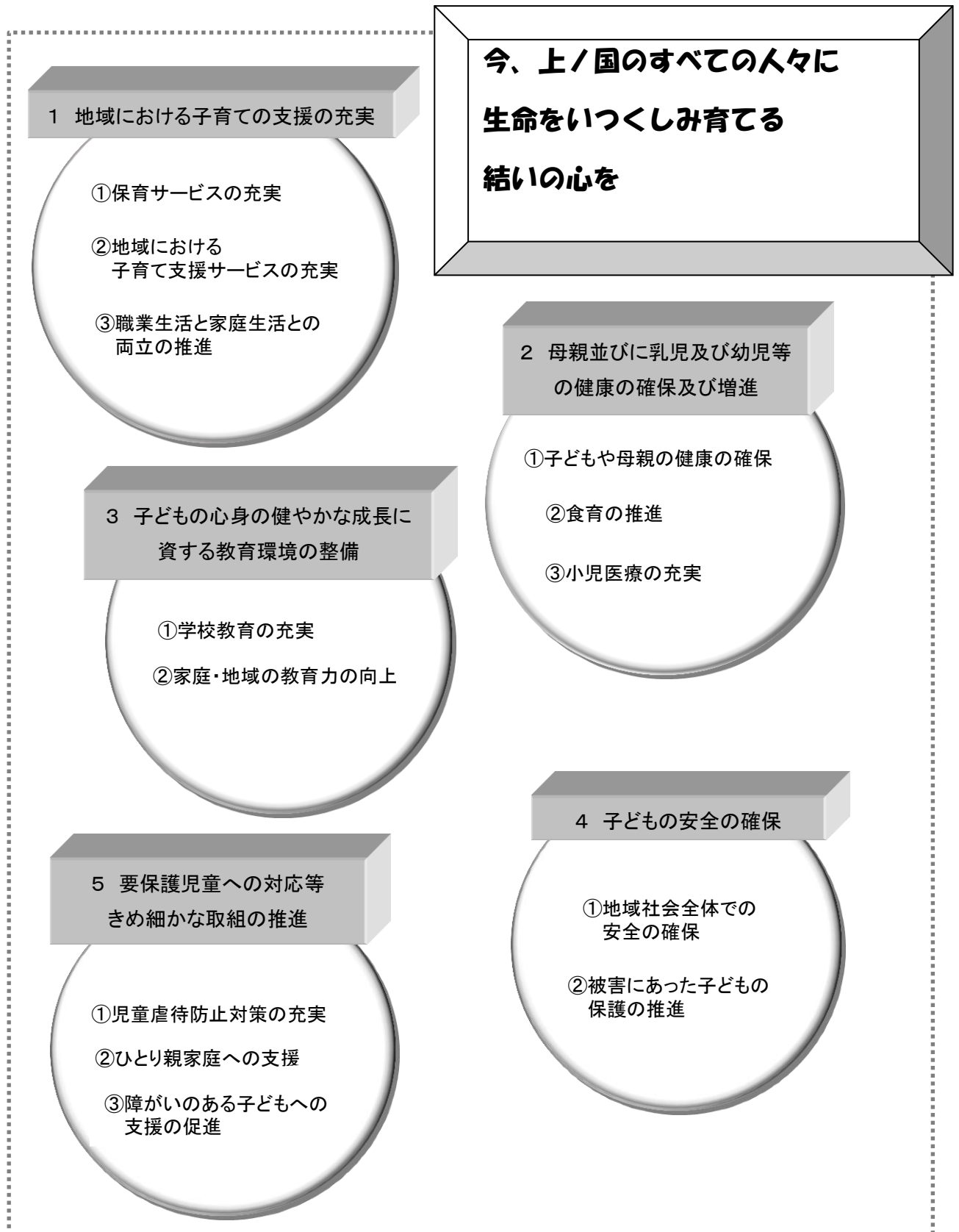
〔国の基本指針〕

- ・地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定める区域。
- ・小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域。
- ・地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる事を踏まえて想定。

これを踏まえ、区域を細かく設定すればきめ細かな計画になりますが、本町では、平成27年度から保育所は2か所となり、さらなる児童人口の減少に伴い、町内で一体的にサービスを提供する体制を整える必要があります。そこで、町内で柔軟に需給調整が行える区域として、全町一地区として、「教育・保育提供区域」を設定し、需給の量の見込みを検討していきます。

第5節 施策の体系

「上ノ国町次世代育成支援地域行動計画」で推進してきた各施策については、子育て支援という視点に主眼をおき、推進に努めていきます。



第4章 分野別施策の展開

■目標の基準

拡大：実施回数や、対象年齢等の拡大を図ります。

継続：現状の内容で事業を継続します。

検討：実施の有無及び確保策を検討します。

第1節 地域における子育て支援の充実

1 保育サービスの充実

現状と課題

近年、核家族化や共働き世帯の増加により、多様なニーズが高まっています。

本町には、平成26年現在、公立の保育所が3か所ありますが、平成27年度より滝沢保育所を上ノ国保育所に統合し、町内2か所で、8:30~17:15までの8.75時間の保育を実施していきます。サービスの質を維持しつつ、遠距離通勤の保護者のニーズに応じた保育時間の延長等を検討していく必要があります。

また、アンケート調査結果によると、就学前の保護者の32.5%から一時的な預かり保育の利用を希望がありました。本町では、一時的な預かりについては、妊娠・出産時の理由による場合は保育所で受入れています。急用や不規則の就労等の理由による受入れについても、検討する必要があります。

さらに、子育て家庭に対する経済的支援として、町独自事業として保育所や留守家庭児童会の無料化や、医療費の助成等に努めています。近年、子どもの貧困化が進んでいることが指摘される中、平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図る必要があります。

方向性

- ◆町内2か所の保育所で、保育内容の充実を図ります。また、就学児については、町内1か所で留守家庭児童会を実施します。適宜、施設整備に努めるとともに、保護者のニーズに応じて、預かり時間の延長や、一時的な預かりの実施を検討していきます。
- ◆研修等を通じて、保育士の質の向上を図ります。
- ◆保育所において、未就園児、障がい児等との交流の機会を設けていきます。
- ◆保育所及び留守家庭児童会の保育料を無料化し、保護者の経済的負担の軽減に努めます。

具体的な取組

NO	事業名	内容	目標
1	保育所運営の充実	町内2か所の保育所で、保護者等の意向を踏まえ、保育内容及び保育時間等の充実を図ります。また、老朽化している施設の計画的な建替整備を検討します。	継続
2	一時預かり事業の実施	不定期の就労等で一時的な保育が必要な未就園児を対象とした、一時預かり事業の実施を検討します。	検討
3	障がい児との交流促進	保育所入所児童と発達支援センター利用児童との交流を継続して促進します。	継続 年1回
4	未就園児交流等事業	核家族化により兄弟姉妹同士の関係をつくりにくい現状にあるため、家庭で保育している児童と保育所入所児童との交流を図ります。	継続
5	保育士の資質の向上	保育士の資質の向上を図るため、研修会への参加を促進するとともに、所内の自主的な研修に努めます。また、保育士の高齢化及び不足が問題となっており、職員の待遇改善を検討し、保育士の確保に努めていきます。	拡大 年12回
6	保育料の無料化	上ノ国町保育料減免要綱により、保育所に在籍する児童の保護者に対し、その経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを生子・育てる環境づくりを推進します。	継続
7	留守家庭児童会（放課後児童健全育成事業）	町内1か所において、留守家庭児童会の継続を図ります。なお、現在低学年のみを対象としていますが、平成28年度から高学年まで対象を拡大します。また、上ノ国小学校以外の児童の利用希望もあるため、スクールバス等を活用し、円滑な利用ができるよう体制整備に努めます。	拡大
8	留守家庭児童会負担金の無料化	上ノ国町留守家庭児童会負担金減免要綱により、留守家庭児童会に入会する児童の保護者に対し、その経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを生子・育てる環境づくりを推進します。	継続

2 地域における子育て支援サービスの充実

現状と課題

本町では、健康づくりセンターの開放や育児支援家庭訪問等事業、子育て出前講座等を通じて、子育てに関する相談・学習の機会や、親子の交流の場の提供を随時行っています。しかし、常時開放された地域の子育ての拠点的場所がないことは課題であり、平成 26 年 1 月に実施したアンケート調査結果でも、地域子ども・子育て支援拠点事業については 48.1%が今後の利用を希望しており、その確保策を検討していく必要があります。

また、子育て家庭が、こうした取組の情報を入手できるよう、子育て支援に関する情報提供の充実も重要です。

さらに、子育て支援に関して、子育てボランティア等、地域の人材を活用していくことが考えられます。地域の教育力の低下が指摘される中、住民が子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるような仕組みづくりが必要です。

方向性

- ◆子育て支援の中核として、親子の相談・交流の場として子育て支援センターの整備を検討します。
- ◆子育てに関する学習機会の拡充に努めます。
- ◆子育て相談ボランティア等、地域の人材育成と、人材を活かした支援の方策を検討します。
- ◆子育て情報の提供と内容の充実に努めます。

具体的な取組

NO	事業名	内容	目標
9	子育て支援センターの整備	子育て支援の中核として子育て支援センターの整備を図ります。	検討
10	育児・発達相談	健康づくりセンターにおいて、保健師、栄養士及び保育士が個別に相談を行います。	継続
11	育児支援家庭訪問事業	新生児と妊産婦の家庭へ保健師や栄養士が訪問し、保健指導や栄養指導を行います。	継続
12	子育てサークルの支援（つくしの子）	健康づくりセンターを開放し、子育てサークルの活動の支援・援助を図ります。	継続
13	子育てアドバイザー相談支援	地域での子育て相談ボランティアとして、先輩おとうさん、おかあさんをお願いし気軽に相談できる体制づくりを図ります。	検討
14	子育て教室の開催	乳幼児健診や相談の機会を活用し、母親同士が交流できる場を提供します	継続
15	子育て出前講座	生涯学習アドバイザーが地域に出向く子育て出前講座の充実を図ります。	継続
16	子育てネットワーク協議会の設置	教育、保健、障がい児、医療、子育て家庭代表等機関の構成による、ネットワーク化の構築を進めます。	検討
17	保育所・小学校連絡協議会	小学校と保育所の連絡協議会の充実を図ります。 【関連事業】 ・読み聞かせ実践講座の実施（年2回） ・研究会の開催（年1回）	拡大

3 職業生活と家庭生活との両立の推進

現状と課題

近年の核家族化や、共働き世帯の増加に伴い、多くの子育て世帯が、職業生活と家庭生活の両立について悩みを抱えていることが考えられます。共働き世帯はもちろんのこと、専業主婦(夫)家庭においても、主に子育てを担当している方の親の負担が過大し、育児不安等へ繋がっていくことが考えられます。

平成 25 年に実施したアンケート調査結果では、家庭において子育て(教育を含む)を主にしているのは、「父母ともに」が 47.6%となっていました。主に「母親」が 48.7%なのに対し、主に父親は 1.1%という結果であり、依然として母親が子育てを担当するという意識が高いことがうかがわれます。子どもを安心して預けることのできる体制づくりだけでなく、働き方の見直しを行い、父親と母親が、家庭内で協力して子育てをしていくという意識の啓発を継続していくことが必要です。

方向性

- ◆保育等のサービスの充実を図るとともに、地域で安心して子育てができるよう地区の拠点づくりや、ネットワークの推進、職場内の男女共働きの理解促進に努めます。
- ◆労働者への育児休業取得の促進をし、関係機関と連携を図りながら、男性の子育てや家事等の奨励について意識啓発や、事業者との情報交換を行える風土づくりに努めます。

具体的な取組

NO	事業名	内容	目標
18	保育等サービスの充実	仕事と子育てが両立できるよう支援の整備に努めます。	継続
19	男女共同参画意識の啓発	あらゆる機会を捉えて男女共同参画意識の啓発に努めます。	継続
20	「道民家庭の日」の普及・促進	各家庭が家庭の役割を認識し、心のふれあう明るい家庭づくりをめざすよう、「道民家庭の日」の普及・促進を図ります。	継続

第2節 母親並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

1 子どもや母親の健康の確保

現状と課題

本町では、妊娠時から出産、乳児期、幼児期と一貫した母子の健康づくりに向けて、妊婦、乳幼児の健康診査を基本に、フッ素塗布や新生児訪問等、きめの細かい事業展開に努めています。今後も関係機関との連携を一層強化し、各健診と健診後の相談・指導を充実するとともに、子育て不安の解消にむけた仲間づくりや学習の場の提供により、親の育児力を高めていくことが求められます。

方向性

- ◆母親が安心して子どもを生むことができるよう、妊婦への情報提供や、相談の充実に努めます。
- ◆乳幼児健診・相談を通して、子どもの健康の確保に努めていきます。
- ◆新生児訪問等を通して、個々の家庭に対し、きめ細かな支援を行います。



具体的な取組

NO	事業名	内容	目標
21	妊婦一般健康診査	妊婦の健康を図るため、妊婦一般健診への無料受診券を発行します。	継続
22	乳幼児健診・相談の充実	<p>①すべての対象児の健康を把握できるよう保健師や栄養士の連携から人材の確保を図りながら、健診を行います。</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2か月、4か月、6か月、8か月、10か月、1歳6か月、3歳児 <p>②6か月児相談、3歳児健診時にブックスタート(絵本の読み聞かせ)を、ボランティアの協力を検討しながら実施します。</p> <p>③受診しやすい場所づくりのため、絵本や遊具、おもちゃを整備する等、健康づくりセンターの充実を図ります。</p>	継続
23	幼児歯科検診の充実	<p>①1歳6か月児、3歳児健診等において歯科医による検診及び歯科衛生士による歯科指導やフッ素塗布を実施し、虫歯予防の充実に努めます。</p> <p>②6歳児虫歯予防対策として、就学時健診時に6歳歯科検診、健康教育を実施します。</p> <p>③就労中の保護者が、受診しやすい体制を検討・整備していきます。</p>	継続
24	乳幼児への訪問指導の充実	保健師等による新生児等への家庭訪問の充実を図ります。	継続
25	育児相談総合支援の充実	健康づくりセンターの機能を生かし保健師、栄養士と発達支援センターが連携して、障がいや疾病等の早期発見ができるよう総合的な相談支援体制の充実を図ります。	継続
26	子育ておかあさん交流の促進	健診の場を活用し、母親の育児不安解消やストレス軽減を図るため、同じ悩みをもつ母親同士が交流・情報交換ができる機会(茶話会)の提供を図ります。	継続

2 食育の推進

現状と課題

食は生涯を通じて健康に生活するための基礎であり、乳幼児期から、望ましい食習慣の定着を図っていくことが重要です。食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、本町では、給食の場を活用した食育教室の開催、地域学習を通しての野菜の栽培と調理、山菜の調理等を通じて、食育に取り組んできました。引き続き、保健分野や教育分野、そして地域が連携しつつ、食に関する学習機会や情報提供を進める必要があります。

方向性

- ◆母子健康手帳の交付時、乳幼児健診・相談、保育所、小学校、中学校等、様々な機会を通じて、食育の推進に努めます。

具体的な取組

NO	事業名	内容	目標
27	栄養相談・栄養指導の充実	母子健康手帳交付時、乳幼児健診や乳幼児相談を通して栄養士による栄養指導の充実を図ります。	継続
28	食育の推進	保育所における保育を通して、正しい食生活習慣の会得を主眼とした食育を推進します。 乳幼児期から学齢期までの一貫した食育を進めるため、保育士、養護教諭、栄養士、保健師等の相互情報が交換できるような体制づくりを推進します。	継続
29	親子ヘルシークッキング	食の楽しさや健康の大切さに通じる調理教室の取組を進めます。 【関連事業】 ・親子料理教室 ・中学生の料理教室 ・小学校の食育教室	継続

3 小児医療の充実

現状と課題

町内の診療所では内科診療のみ対応しており、休日や時間外診療については檜山医師会による在宅当番制により行っています。小児科医療専門の受診は困難な現状にあることから、緊急を要する小児救急医療については、二次医療圏である道立江差病院小児科により対応しています。今後においても二次医療圏と連携を図り初期小児救急医療の確保に努める必要があります。

方向性

- ◆安心して子どもを生み、子どもが安心して適切な医療サービスが受けられるよう、道及び近隣の市町村との連携の下、医療体制の充実に努めます。

具体的な取組

NO	事業名	内容	目標
30	救急医療体制の整備	南檜山圏域内の5町及び北海道医師会からの負担金等を基に檜山医師会が事務局となり、在宅当番医制による急患発生時の対応体制の整備及び救急医療水準の向上啓発のための救急医療啓発普及事業を実施し、二次救急医療体制の充実に努めます。	継続



第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1 学校教育の充実

現状と課題

学習指導要領では、変化の激しいこれからの社会を生きるために、子どもの確かな学力、豊かな人間性、知・徳・体をバランスよく育てるという「生きる力」を育むことを掲げています。本町の小学校では、少子化が進行していますが、小集団を生かした教育の充実を図るとともに、「学びの共同体」構想に基づいた保・小・中の連携に努め、ふるさと学習等の推進による学校経営と特色のある学校づくりに努めています。また、少子化の進行により、子どもたちが乳幼児に触れる機会を得ないまま大人になり、親になってから初めて乳幼児に接したというケースが増えています。そのため、小学生・中学生・高校生等の発達段階に応じて、子どもたちに、生命の大切さや家庭の役割等に関する必要性を学ぶ機会を設けていくことが重要です。

引き続き、これらの実施を継続するとともに、課題を精査し、工夫・改善に努めていく必要があります。

方向性

- ◆学力の向上や豊かな心を育み、個性や創造性を伸ばすことを基本に、指導方法の工夫改善に努めながら、国際化・情報化等時代変化に対応した教育内容の充実を図ります。
- ◆学校・家族・地域社会との相互理解を深め、心身ともに健全な児童生徒の育成に努めます。
- ◆学びの共同体構想を基盤にした保・小・中・高の連携による取組の充実に努めます。
- ◆家庭や学校教育の中で男女が協力して家庭を築くことの意義を伝えていきます。



具体的な取組

NO	事業名	内容	目標
31	地域に学ぶ学校づくり	地域の物事との出会いを大切にする学びづくりを進めます。そのため、地域の人々、生涯学習推進会議との連携による授業や行事等を実施し、地域学習、総合学習の充実に努めていきます。	継続
32	ふれあいと伝承の体験教室づくり	自然の中での遊び、実感やしなやかな体、生きた知恵を育てます。そのため、各学校で、地域の人々を共同授業者として迎え、地域の自然や人々とのふれあい、体験を通した学びの機会の充実に努めていきます。	継続
33	ふるさと学習の推進	地域を学びの足場に、実感に裏打ちされた問いや想像力、考える力を育てます。そのため、地域文化財、文化財保存施設を活用した学習機会の提供と、地域学習への講師派遣等の実施に努めます。	継続
34	「学びの共同体」活動の充実	「保・小・中・高」が連携して生命のかけがえのなさを教える「学びの共同体」活動の充実に図ります。	継続
35	給食費の無料化	上ノ国町学校給食費補助金交付規則により、学校給食に要する経費を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減し、家庭生活環境の向上と安心して子どもを生み育てる環境づくりを支援します。	継続
36	意識の啓発	家庭や学校教育の中で、私たちの生命をリレーする子を生み・育てることの大切さや男女が協力して家庭を築くことの意義に関する教育・広報・啓発を充実していきます。	継続
37	中高生のふれあい体験	<p>中高生の保育所での、保育体験や絵本の読み聞かせ及び赤ちゃんとのふれあい体験を通して命の尊さを学ぶ活動の充実に図ります。また、高校生による小学生への「喫煙防止教室」も継続します。</p> <p>【関連事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場体験学習による保育体験（中学2年） ・絵本の読み聞かせ事業（高校2年） ・赤ちゃんふれあい教室（中学3年生） ・高校生による「喫煙防止教室」 	継続

2 家庭・地域の教育力の向上

現状と課題

近年、子育ての原点である家庭において、児童虐待をはじめとする様々な問題が発生しています。こうした問題の背景として、少子化や核家族化、情報化等の経済社会の変化や、人間関係の希薄化、地域社会や家庭における「教育力」が低下していることが指摘されています。家庭、学校、地域との連携のもと、家庭や地域における教育力を総合的に高めていきます。

方向性

- ◆子育て家庭と保育所・学校との連携に努め、子育て支援の教室等、知識の普及に努めていきます。
- ◆体験活動を通じた、子育て支援の機会を提供します。

具体的な取組

NO	事業名	内容	目標
38	自然とのふれあいの促進	本町の地域を学ぶことに主眼を置いた体験事業の継続支援と拡充を行い、家庭を中心とした体験の機会づくりを進めます。 【関連事業】 ・親子体験事業	継続
39	昔の遊び、あそび方の伝授	上ノ国町子供会連合会、地区生涯学習推進協議会と連携し、料理教室・文化継承事業等の体験事業の充実を図ります。	継続
40	世代間の交流促進	教育委員会で実施している人材バンク登録かみのくのに「達人」を活用し、凧づくりや将棋等の遊びを通じて高齢者と子どもの交流の促進を図ります。学校、PTA、地区生涯学習推進協議会と連携し、体験事業や地域学習を通じた世代間交流の促進に努めます。	継続
41	地域にまなぶ学校づくり	地域の物事との出会いを大切にする学びづくりを進めます。地域の人々、生涯学習推進会議との連携による授業や行事等を実施し、地域学習、総合学習の充実に努めます。	継続

第4節 子どもの安全の確保

1 地域社会全体での安全の確保

現状と課題

児童の登下校時に不審な車や人物に声をかけられる事件が度々あります。学校ではその都度、各家庭に学校便り等で連絡しているとともに、防災行政無線も活用し、児童の安全の確保を図っています。外出時困ったことがあった場合を想定し、子ども110番の普及に努めていくことも必要です。また、近年、東日本大震災や台風等の自然災害や、子どもが悲惨な事故や犯罪に巻き込まれる事件が多発し、多くの子どもが犠牲となっています。子どもが安全に日々を過ごせるよう、子どもたちを取り巻く環境に対する備えが求められています。

方向性

- ◆関係団体と連携を図り、子どもが災害や犯罪の被害に巻き込まれないよう、防災・防犯体制を推進します。

具体的な取組

NO	事業名	内容	目標
42	防災教育の実施	児童生徒に地震災害から身体の安全を確保するために必要な知識、技能等の育成を図ります。学校と地域が連携した防災訓練等の体験活動を通じて、子ども自身が安全な行動がとれ、地域の防災に貢献できるように、発達段階に応じた防災意識の啓発に努めます。	継続
43	子ども110番の普及と活用	子ども110番の普及及び効果的な活用を進めます。	継続
44	防犯教育の推進	防犯教育の一環として、町広報等を活用して啓発を図ります。また、児童・生徒には、防犯ブザーの活用を進めるとともに、決められた通学路を利用するよう指導します。	継続

2 被害にあった子どもの保護の推進

現状と課題

本町では、いじめ・不登校等の課題の解決に向け、意識調査と分析、学校間取組交流研修会、学校における指導等を通して被害に遭った子ども支援、解決に向けた取り組みを進めています。

いじめ問題については、いじめ・不登校対策委員会（事務局：教育委員会）において小中学生を対象に年1回の「いじめの意識調査」を実施し、いじめの早期対応を図っています。また、家庭問題にまで波及するケースについては保健師も介入する等連携して対応しています。

不登校についてもいじめと同様、小学校、中学校、上ノ国高校において児童生徒と丁寧な関わりを行うとともに、関係機関が連携した支援を行っています。

今後は、さらなる充実を図るため、中学校についてはスクールカウンセラーを配置する等の生徒の相談支援の充実を検討していく必要があります。また、虐待児童については、保健師の訪問による家族支援と学校の担任をはじめ養護教諭による児童の支援を行っていますが、児童心理士やカウンセラー等の専門支援が受けられる状況ではなく、精神的ダメージの軽減や立ち直りの支援となっているかは課題が残っています。児童相談所を中心とした研修会を実施し、子どもの心理や親の心理の理解を幅広い職種が学べる機会づくりをはじめ、犯罪等に巻き込まれた児童生徒に対する支援についての体制づくりが必要です。

方向性

- ◆いじめや虐待等の問題の早期把握に努めます。
- ◆学校、地域、行政の関係機関との連携の下、地域で子どもを守る体制づくりをめざします。

具体的な取組

NO	事業名	内容	目標
45	いじめ・不登校対策の充実	児童生徒のいじめ・不登校等の問題行動に関し、家庭及び地域、保育所・小・中・高校間の連携の下、問題の解決を図ります。上ノ国町いじめ防止基本方針、各学校いじめ防止基本方針を策定し、取組の充実に努めます。また、スクールカウンセラーの配置に努めます。	継続
46	子育てネットワークの構築	教育、保育、障がい、医療、子育て家庭代表等機関の構成によるネットワークの構築を進めます。	継続

第5節 要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進

1 児童虐待防止対策の充実

現状と課題

厚生労働省「福祉行政報告例」によると、児童相談所の児童虐待相談対応件数は年々増加しており、平成24年度は66,701件となっています。児童虐待による悲しい事件を防ぐために、居場所づくりや、子育てネットワークの形成に努めるとともに、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応できるよう、継続的な家庭状況の把握、相談体制の充実に努めていく必要があります。

本町では、子育て中の保護者の孤立化を防ぐことを目的に、子育てサークルの支援や保育士の協力の下、遊びを通じた親子関係づくりの支援を行っています。また、絵本の読み聞かせサークル「ポポリン」の協力の下、絵本を介した親子の愛着形成支援としてブックスタート事業を行う等、虐待の発生予防に重点を置いています。また、新生児訪問（生後3週間以内）において、産後うつ病を発見する質問票や育児不安の程度をみる質問票を活用したり、虐待予防スクリーニングシステムを保健所の協力を得ながら実施しています。虐待発生0の町を目指し、今後も関係機関との一層の連携強化を進める必要があります。

方向性

- ◆虐待予防の早期発見の要は地域の眼であるため、虐待予防の視点を住民に周知する機会づくりが必要です。各団体への学習会や広報誌を用いた周知を行っていきます。地域の人々が隣近所を意識し、声を掛け合う運動を促進させて、家庭の中に子どもを閉じこめない地域づくりを推進します。
- ◆虐待の疑いのあるケースについては、家庭訪問等で養育者へのケアをしながら、地域・学校・行政等が密に連携を取り合っていく取組を進めます。
- ◆絶えず専門機関と連携し、必要な対処・対応を図っていきます。



具体的な取組

NO	事業名	内容	目標
47	孤立感・不安の解消	乳幼児健康診査や子育てサークルの交流会、未受診者等への個別訪問等を通して、子育て不安や孤立感の解消に努めます。	継続
48	虐待についての学習会の実施等	虐待予防について、各団体への学習会等、広報誌を用いて周知を図ります。	継続
49	要保護児童対策地域協議会の充実	要保護児童対策地域協議会の構成機関や構成員のさらなる参加や協力を求め、虐待をはじめ、非行や不適応行動等幅広い問題に対し検討・対応を行います。	継続
50	子どもの権利に関する啓発	様々な機会を捉えて、子どもの命や権利を尊重する啓発に努めます。	継続



2 ひとり親家庭への支援

現状と課題

ひとり親家庭は、子育てと就業との両立が困難であることや、特に母子家庭においては、就業に必要な知識及び技能を習得する機会が十分になかった人が多く、その場合、心理的・経済的に大きな負担を抱えやすい状況にあると言えます。本町でも、アンケート調査結果で、保護者が「父親だけ」、又は「母親だけ」と回答した割合は1割以上を占めており、ひとり親家庭の支援を充実させていく必要があります。

方向性

- ◆ひとり親家庭の経済的な自立支援と精神面のケアを進めるため、家庭の状況に応じて、支援を図ります。
- ◆ひとり親家庭が抱える悩みが解消されるよう、保育所の活用を図るとともに、子育てサークル等にも集い、悩みや知恵を語り合い学び合い、手を取り合って、子育てができるような環境づくりを進めます。

具体的な取組

NO	事業名	内容	目標
51	児童扶養手当制度の活用	児童扶養手当制度の周知を図ります。	継続
52	ひとり親家庭等医療費支給制度	ひとり親家庭等医療費支給制度の周知を図ります。	継続

3 障がいのある子どもへの支援の促進

現状と課題

適切な療育・発達支援は、保護者の不安軽減や保育力向上により、児童のその後の社会生活にとって大きなプラスになると考えられます。そのため、障がいや発達上の不安を早期に発見し、適切な療育・発達支援を受けられる体制づくりに努めます。また、保育所や小中学校では、障がいを持つ児童生徒のニーズに対応できるように受入れ体制を整備します。

方向性

- ◆障がいのある子どもの人格人権を尊重し、ノーマライゼーションの精神の輪を広げていきます。
- ◆障がいのある子どもを抱えている保護者の精神的なケアを図る支援対策を進めます。
- ◆発育・発達に心配がある子どもに適切な対応が図られるよう、充実した健診や健康相談に取り組むとともに、発達障がいの状況に応じた適切な支援を進めていきます。
- ◆地域の人たちのボランティア活動を通して、ふれあいの場を促進し、発達に障がいがある子どもへの理解を深めていきます。



具体的な取組

NO	事業名	内容	目標
53	ノーマライゼーション理念等の普及啓発	地域、学校、保育所等において発達障がいへの理解の促進を図るとともに、助け合いを広げる「違いを認め合う」輪づくりを進めます。	継続
54	発達障がいを抱える子どもとの交流の促進	発達障がいを抱える子どもとのふれあいの場をつくるため、高校生のボランティア等の発達支援センター行事への参加促進を図ります。	継続 年6回
55	子ども発達支援センターの機能の充実	<p>①療育担当職員の研修の充実を図るとともに、併せて各種相談機能の強化を図り、子ども発達支援センターを核とした運営機能の充実を図ります。</p> <p>②専門機関と地域、教育機関との連携を強め、保護者への個別の対応、家庭訪問等総合的なケアができる支援体制の充実を図ります。</p> <p>【関連事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者向け学習会（年1回） ・保護者との個別懇談（年2回） ・茶話会（年6回） ・支援者向け学習会（年2回） 	継続
56	児童通所利用者負担額の無料化	上ノ国町児童通所支援利用者負担額助成事業実施要綱により、利用負担額を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、障がいのある児童の療育と福祉の向上に努めます。	継続

第5章 子ども・子育て支援サービスの量の見込みと確保策

計画期間における子ども・子育て支援サービスの量の見込みは、平成26年1月に国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき、アンケート調査結果から得た家族類型別の子どもの数に、意向率を乗じて算出しました。

■国が示した量の見込み算出項目

	対象事業	対象児童年齢
1	教育標準時間認定(認定こども園および幼稚園) ＜専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭＞	3～5歳
2	保育認定①(幼稚園) ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	3～5歳
3	保育認定②(認定こども園及び保育所)	3～5歳
4	保育認定③(認定こども園及び保育所＋地域型保育)	0歳、1・2歳
5	時間外保育事業	0～5歳
6	放課後児童健全育成事業	1～3年生、4～6年生
7	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライト別)	0～18歳
8	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
9	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳 0～5歳
10	病児保育事業	0～5歳、1～6年生
11	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	0～5歳、1～3年生、4～6年生
12	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生

※「妊婦健康診査」、「乳児家庭全戸訪問事業」等は、事業形態の性質上、アンケート調査とは別に量の見込みを算出。

〔算出方法〕

児童人口の推計	コーホート変化率法によって、平成27～31年度の0～11歳の子ども的人口を推計する。
家庭類型の分類	<p>アンケート調査結果の父親・母親の就労形態及び就労希望の形態(フルタイム、パートタイム、無業)から家庭類型を区分し、それぞれの家庭類型の児童数の割合を算出する。</p> <p>【家庭類型】</p> <p>※1年以内の就労希望がある者は、希望の就労形態により区分する。</p> <p>タイプA : ひとり親家庭</p> <p>タイプB : フルタイム×フルタイム</p> <p>タイプC : フルタイム×パートタイム</p> <p>タイプC' : フルタイム×パートタイム(短時間)</p> <p>タイプD : 専業主婦(夫)</p> <p>タイプE : パート×パート</p> <p>タイプE' : パート×パート(短時間)</p> <p>タイプF : 無業×無業</p>
量の見込み算出	<p>家庭類型ごとに利用状況・利用意向(希望)から割合を求め、それを年度ごとの児童数の推計値に掛け合わせることで、量の見込みを算出する。</p> <p>●教育・保育の量の見込みの場合、1号、2号、3号別に、年度ごとに算出。</p> <p>●地域子ども・子育て支援事業の場合、事業別に年度ごとに算出。</p>

第1節 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

1 量の見込み

町内に居住する子どもの教育・保育の量の見込みは、以下のとおりです。

	27年度 (推計)	28年度 (推計)	29年度 (推計)	30年度 (推計)	31年度 (推計)
①1号認定こども(3歳以上保育の必要性なし)	3	3	3	3	4
②2号認定こども(3～5歳、幼稚園の利用希望が強い)	1	1	1	1	1
幼稚園等(①+②)	4	4	4	4	5
③2号認定こども(3～5歳、保育所等利用希望者)	55	57	57	60	67
④3号認定こども(0歳)	7	7	7	6	6
⑤3号認定こども(1, 2歳)	39	45	44	43	39
保育所等(③+④+⑤)	101	109	108	109	112

2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

本町では、子どもの人口の減少に伴い、町内の保育施設の統廃合を進め、平成27年度から、町内2か所の保育所で、就学前の教育・保育を提供していくこととなります。定員数については、165人とします。また、3歳未満児の入所が多いことから、保育士の確保ができる体制を整えとともに、職員の資質向上に努めていきます。

なお、例年、江差町の私立幼稚園へ通園している子どもが一定数いますが、新制度への移行は未定です。今後、新制度へ移行する幼稚園があった場合、必要に応じて周辺市町村と協議してまいります。

	27年度 (推計)	28年度 (推計)	29年度 (推計)	30年度 (推計)	31年度 (推計)
幼稚園等	0	0	0	0	0
③第2号認定こども(3～5歳、保育所等利用希望者)	93	93	93	93	93
④第3号認定こども(0歳)	12	12	12	12	12
⑤第3号認定こども(1, 2歳)	60	60	60	60	60
保育所等(③+④+⑤)	165	165	165	165	165

3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

本町では、保育所の統廃合を進めてきたところですが、今後も子どもの人口の減少が見込まれる中、子どもに関わる施設について、見直しを続けていく必要があります。

上ノ国保育所の老朽化による施設整備を検討する中で、保育所、発達支援センター、留守家庭児童会等の子どもの保育を一体的に行う総合的な施設の検討をしていきます。

第2節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

地域子ども・子育て支援事業は、新規事業である「利用者支援事業」、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」を除き、上ノ国町次世代育成支援地域行動計画から掲げ、推進してきた事業です。ただし、「留守家庭児童会（放課後児童健全育成事業）」については、児童福祉法の改正で、6年生までに対象学年が拡大されたほか、町が条例で設置・運営に関する基準を定め、指導・支援を強化していきます。

[地域子ども・子育て支援事業]

利用者支援事業
 地域子育て支援拠点事業
 妊婦健康診査
 乳児家庭全戸訪問事業
 養育支援訪問事業等
 子育て短期支援事業
 ファミリー・サポート・センター事業
 一時預かり事業
 延長保育事業
 病児・病後児保育事業
 留守家庭児童会(放課後児童健全育成事業)
 実費徴収に係る補足給付を行う事業
 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

1 量の見込み

	平成25年(実績)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
利用者支援事業【単位:か所】	未実施	0	0	0	0	0
地域子育て支援拠点事業【単位:組/月】	未実施	121	133	129	121	111
妊婦健康診査【単位:延件/年】	一般健診 344 超音波健診 328	476	476	448	392	364
乳児家庭全戸訪問事業(新生児訪問)【単位:人】	22	34	34	32	28	26
養育支援訪問事業等【単位:人】	11	11	11	11	11	11
子育て短期支援事業【単位:延人/年】	未実施	0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター事業【単位:延件/年】	未実施	0	0	0	0	0
一時預かり事業(就園児対象)【単位:延人/年】※	未実施	293	293	293	293	293
一時預かり事業(未就園児対象)【単位:延人/年】	未実施	502	536	527	524	527
延長保育事業【単位:人】	未実施	8	9	8	8	8
病児保育事業【単位:延人/年】	未実施	195	208	204	203	204
留守家庭児童会【単位:人/年】	27	31	27	27	25	24

※幼稚園在園児の預かり保育希望者の量の見込み。

2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

町内の児童人口は減少が見込まれることから、既存の施設や事業で、一人ひとりの子ども・子育て家庭に対し、個々に応じた柔軟なサービスの提供に努めていきます。

1) 利用者支援事業

子どもやその保護者、又は妊娠している人が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供をし、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

専任の職員や場所の確保が難しいため、事業としての実施は見送りますが、関係機関の連携を密にし、円滑な相談体制の構築に努めます。

2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を身近な場所で実施する事業です。

町内では、健康センターの開放や、保育士さんと遊ぼう、相談や親子の交流の機会を随時設けています。拠点的な場所づくりに向けて検討を進めていきます。

3) 妊婦健康診査

医療機関に委託し、14回分の費用の助成を行っています。引き続き、安心して安全な出産のために14回の助成を実施していきます。

4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後28日以内の新生児を、保健師や栄養士が訪問し、保健指導や栄養指導を行います。引き続き、すべての家庭を対象に実施していきます。

5) 養育支援訪問事業等

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援や、育児・家事援助等を行う事業です。新生児訪問の中で、各家庭状況の把握に努め、適切な支援を行っていきます。

6) 子育て短期支援事業

短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があります。ショートステイは、保護者が、疾病・疲労等の身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設等の保護を適切に行うことができる施設において原則として7日以内の養育・保護を行う事業です。トワイライトステイは、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設等保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。町内の実施は困難なため、周辺の市町村の動向を把握し、必要に応じて実施を検討していきます。

7) ファミリー・サポート・センター事業

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。町内の実施は困難なため、周辺の市町村の動向を把握し、必要に応じて実施を検討していきます。

8) 一時預かり事業

乳幼児について、主に昼間に保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。本町では、出産期間の保護者に対して実施していますが、それ以外の目的による預かりについても、検討します。

9) 延長保育事業

通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。現在、本町では、原則平日 8:30～17:15 の間で開所し、保護者のニーズに応じて対応しています。保育士の確保等、提供体制の充実に努めていきます。

10) 病児保育事業

子どもが発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業です。町内の実施は困難なため、周辺の市町村の動向を把握し、必要に応じて実施を検討していきます。

11) 留守家庭児童会（放課後児童健全育成事業）

共働き家庭等の留守家庭の児童に対して、放課後に適切な遊び、学校の余裕教室、公民館等で、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。、現在、低学年のみを対象とし、町内1か所（上ノ国町林業センター）、おおよそ35人定員を目処で実施していますが、平成28年度から対象を高学年まで拡大します。

12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。国や周辺の市町村の動向を把握し、必要に応じて実施を検討していきます。

13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。国や周辺の市町村の動向を把握し、必要に応じて実施を検討していきます。

■目標量

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
利用者支援事業【単位:か所】	0	0	0	0	0
地域子育て支援拠点事業【単位:か所】	0	0	0	0	1
妊婦健康診査【単位:延件/年】	121	133	129	121	111
乳児家庭全戸訪問事業(新生児訪問)【単位:人】	476	476	448	392	364
養育支援訪問事業【単位:人】	11	11	11	11	11
子育て短期支援事業【単位:延人/年】	0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター事業【単位:延件/年】	0	0	0	0	0
一時預かり事業(就園児(町外)対象)【単位:延人/年】	0	0	0	0	0
一時預かり事業(未就園児対象)【単位:延人/年】	0	0	300	300	300
延長保育事業【単位:人】	0	0	0	0	0
病児保育事業【単位:延人/年】	0	0	0	0	0
留守家庭児童会【単位:人/年】	35	40	40	40	40

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進に当たっての役割分担と連携

本計画における多くの事業は、福祉、保健・医療、教育、雇用、生活環境等の幅広い分野にわたっているため、推進に当たっては、関係各課、関係機関、団体、企業等と連携しながら、地域社会全体の取り組みとして、総合的且つ効果的な推進を図ります。

関係主体それぞれの役割分担は、下記の通りとします。

関係主体	役割
上ノ国町	<ol style="list-style-type: none">1. 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子育て支援事業を総合的かつ計画的に行う。2. 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行う。3. 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保する。
北海道	法に基づく事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対し、必要な助言及び適切な援助を行う。特に専門性の高い施策及び市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じる。
国	法に基づく事業が適正かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じる。
事業主	雇用する労働者に係る多様な労働条件と、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られる雇用環境を整備する。国又は北海道や上ノ国町が講ずる子ども・子育て支援へ協力する。
町民 (NPO等含む)	子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は北海道や上ノ国町が講ずる子ども・子育て支援へ協力する。

第2節 計画の進行管理

本計画の策定に向けては、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者等から構成される「上ノ国町子ども・子育て会議」を設置し、議論を行いました。本会議は子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査審議する場に位置付けられています。そのため、計画策定後も、計画における実施状況や評価については、子ども・子育て会議で審議を行っていきます。

また、本計画の施策・事業の実施に当たっては、国や道等関係機関との情報交換、連携を強化するとともに、今後の社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、限られた財源の中で必要な施策・事業を、可能な限り着実に推進するよう努めます。

このため、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の実施状況について定期的な点検を行うとともに、その後の対策については、住民の意見を反映させながら検討を行い、必要に応じて変更等の措置を講じるよう努めていきます。

資料編

1 上ノ国町子ども・子育て会議設置要綱

平成 26 年 12 月 10 日

訓令第 16 号

(設置の目的)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、上ノ国町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援施策に関すること。
- (3) その他町長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 10 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる機関、団体の者の中から町長が委嘱する。

- (1) 上ノ国町民生委員協議会
- (2) 町内保育所保護者会
- (3) 上ノ国町校長会
- (4) 上ノ国町 PTA 連合会
- (5) 町内子育て等サークル
- (6) 上ノ国町子ども発達支援センター
- (7) 上ノ国町社会教育委員

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に、会長及び副会長を 1 人置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議は、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の事務は、住民課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、子育て会議の運営に必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

2 上ノ国町子ども・子育て会議委員名簿

委嘱区分	所属団体	氏名
上ノ国町民生委員協議会	主任児童委員	長内 須美子
上ノ国町保育所保護者会	上ノ国保育所保護者会代表 (父母と保母の会代表)	吉田 真友子
	河北保育所保護者会代表	佐々木 万由子
上ノ国町校長会	校長会会長	坂本 景子
上ノ国町PTA連合会	上ノ国町PTA連合会副会長 (滝沢小学校 PTA 会長)	古館 義仁
子育て等サークル	つくしの子代表者	塚田 聡美
上ノ国町子ども発達支援センター	子ども発達支援センター	中村 龍子
上ノ国町社会教育委員	社会教育委員副委員長 (上ノ国町女連協会会長)	古館 丸子

3 計画策定の経過

年月日	事項
平成 26 年 1 月	町内の小学生以下の児童のいる全世帯に「子育て支援に関するアンケート調査」を実施
平成 26 年 3 月	「子育て支援に関するアンケート調査」集計
平成 26 年 4 月～ 平成 26 年 8 月	量の見込み及び確保方策の検討
平成 26 年 8 月～ 平成 26 年 12 月	次世代育成支援地域行動計画に係る検証・計画書素案作成
平成 27 年 1 月	第 1 回子ども・子育て会議の開催
平成 27 年 2 月	第 2 回子ども・子育て会議の開催